

高島市病院事業経営改善等支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度 高病契第88号 高島市病院事業経営改善等支援業務委託

2. 業務の目的

地方公営企業としての病院事業が直面する経営課題に対し、外部専門家の知見を活用して経営状況を客観的に分析し、経営改善に向けた具体的な施策の立案と指導・助言により、病院経営の基盤強化を図ることを目的とする。

3. 業務場所

滋賀県高島市勝野1667番地 高島市民病院

4. 契約期間

令和8年7月1日から令和8年10月30日まで

5. 業務内容

- (1) 内部環境の調査・分析
 - ア 病院内の業務運用調査・分析
 - イ 診療実績データの調査・分析
 - ウ 診療報酬改定に基づく適応状況調査・分析
 - エ 施設基準の調査・分析
 - オ 財務状況の調査・分析
- (2) 外部環境の調査・分析
 - ア 人口動態や診療報酬改定等の社会情勢調査・分析
 - イ 集患に関する調査・分析
- (3) 経営改善策の立案および実行に関する指導・助言
 - ア 病院経営・運営に関わる課題抽出と取りまとめ
 - イ 病床数および患者数の変動による医業収支等の経営シミュレーション
 - ウ 地域の医療ニーズを踏まえた診療体制のシミュレーション
 - エ 病院全体の適正人員配置のシミュレーション
 - オ 経営改善策の立案および院内説明

6. 成果品

- (1) 報告書等の作成
 - 紙媒体 正本1部・副本2部
 - 電子データ (CD-ROM等電子媒体) 1部
- (2) 成果品の管理と帰属
成果品の管理および帰属は本市病院事業とする。

7. その他

- (1) 受託事業者は、円滑に業務が遂行できるよう適切な業務責任者を配置するとともに、必要に応じて専門性を有する適切な業務担当者を配置すること。
- (2) 新たな地域医療構想や令和8年度診療報酬改定等の内容を十分考慮した経営改善策の立案を図ること。

【別記1】 個人情報取扱業務委託特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者および業務従事者の管理体制および実施体制ならびにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、甲から報告を求められた場合は、書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督および教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育および研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者およびその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取り扱いをさせてはならない。

(目的外利用および第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示または承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用または第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報または個人情報が記録されている媒体（端末およびサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元または判読が不可能な方法により当該個人情報の消去または当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製および送信ならびに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付または持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示または承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承

諾を得た場合に限り、その取り扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

（再委託先等の安全管理措置）

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引き渡し、もしくは第8に規定する消去または廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（点検および実地検査等）

第13 乙は、甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況および本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況および本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、または甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検または実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

（事故発生時等における対応）

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令または内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

（損害賠償）

第15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

※注 「甲」は高島市病院事業を、「乙」は受託者をいう。

【別記2】情報セキュリティの確保にかかる特記事項

1. 定義

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定するものをいう。

個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

機密情報とは、この契約事務の業務遂行に必要な個人情報および特定個人情報を含む情報をいう。

2. 基本的事項および利用目的

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、機密情報をこの契約事務の遂行のためにのみ利用するものとする。

なお、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、機密情報を適法かつ適切に管理し、取り扱わなければならない。

3. 業務責任者等の特定

受託者は、この契約事務に係る業務責任者、業務内容、個人情報取扱者および作業場所を定め、個人情報取扱者以外のものに、この契約による機密情報を取り扱わせてはならない。

4. サービスレベルの保証

受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱う外部サービスを利用する場合、業務の重要度に応じたSLA (Service Level Agreement) が締結可能であること。

なお、SLA契約締結を行う場合は、本業務の契約締結後、別途協議を行うものとする。

5. 従事者に対する教育の実施

受託者は、従業者が個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行い、従業者に対し、個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その事務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならないこと、および契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

6. 目的外利用および受託者以外の者への提供の禁止

受託者は、個人情報を委託業務の遂行のためにのみ利用するものとし、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

受託者は、この契約による事務に関して知り得た情報を契約の目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。

7. 業務上知り得た情報の守秘義務

受託者は、この契約による事務に関して知り得た情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

受託者は、この契約による事務に関して知ることができた情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 再委託

受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面により当院の承諾を得た場合は、この限りではない。

9. 資料複製、持ち出しの禁止および返還等

受託者は、当院から引き渡された個人情報記録された資料等を複写、複製または持ち出してはならない。ただし、事前に書面により当院の承諾を得た場合は、この限りではない。

受託者は、この契約による事務を処理するために当院から引き渡され、または受託者自らが収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料、記録媒体等は、業務完了後、直ちに当院に返還し、または引き渡すものとする。ただし、当院が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10. 定期報告および緊急時報告義務

受託者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全管理措置を講じるものとし、この契約による事務に関するセキュリティ対策状況について、適宜当院に報告しなければならない。

また、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、またはその恐れがある場合には、速やかに当院に報告し、原因究明およびその対処方法等について、当院と協議し実施すること。

11. 監査および検査

当院は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、実地調査をし、または報告を求めることができる。

12. 事故（セキュリティインシデント）発生時の措置

受託者は、万が一個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに当院に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとし、必要に応じ、その状況等を公表する。

また、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、当院と協議の上、決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとする。

万が一、受託者において個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、当院が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、受託者は当院の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合、当院が損害を被った場合には、当院は受託者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

13. 個人情報を取り扱う外部サービスの利用

受託者は、本業務の遂行において、個人情報を取り扱う外部サービスを利用する場合は、次に掲げる事項を定め、当院に提示すること。

- (1) 外部サービスの利用目的
- (2) 外部サービスの利用を通じて当院が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
- (3) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容および管理体制
- (4) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者もしくはその従業員、再委託先またはその他の者によって、当院の意図しない変更が加えられないための管理体制
- (5) 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績および国籍に関する情報提供ならびに調達仕様書による施設の場所等の指定

- (6) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- (7) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- (8) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

また、受託者は、本業務の遂行において、個人情報を取り扱わない外部サービスを利用する場合は、前記(1)、(3)および(6)に掲げる事項を定め、当院に提示すること。

外部サービス・・・事業者等が情報システムの一部または全部の機能を提供するもので、クラウドサービス、Web会議サービス、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、ホスティングサービス等をいう。